

平成 29 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 1 号	受理年月日	平 28. 6. 7
件 名	受動喫煙防止のための飲食店等の禁煙化促進について（第 1 項， 2 項）		
結 果	平成 29. 12. 22 第 4 回定例会で不採択 ※委員会の審査結果は，採択すべきものとなったが，本会議の表決の結果，不採択となった。		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、健康増進法第 25 条に基づき飲食店等の禁煙化を促進するために、1 項＝飲食店の新規許可または更新の際、禁煙店登録を要請すること。2 項＝飲食業者の団体等を通じて、受動喫煙防止を継続的に啓発すること。また、保健所長や識者の講演・講習等を計画的に実施すること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本市においては、第二次健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」において、日常生活で受動喫煙の機会を有する人の割合の減少を目標にかかげ、市民への健康に関する情報紙である健康ニュースや各種イベントでのパネル展示などにより、受動喫煙防止対策の啓発に努めているほか、市内の飲食店等を対象に、禁煙を実施しているお店を「たばこの煙のないお店」として認定し登録を行っている。その認定要件は、終日禁煙を実施している飲食店等で、登録されると登録証とステッカーを交付しており、特に、登録対象となり得るような新規許可店舗に対しては、リーフレット等を送付し、登録の募集案内を行っている。また、飲食店の許可更新の際も、保健所の窓口にリーフレットを配置するほか、平成 29 年度からは、新たに営業許可の訪問調査の際にも案内を行うなど、その周知に努めているところである。さらに、本市食品衛生協会主催による食品衛生責任者講習会にあわせて、お店の登録案内や、受動喫煙防止の取り組みについての啓発を行っているほか、本市健康づくり推進市民会議においては、有識者による受動喫煙防止対策の講演を実施するなどの取り組みを行っているところである。</p> <p>また、28 年 9 月に行った中核市の調査によると、本市を含む 47 市中 30 市が本市「たばこの煙のないお店」と類似の取り組みを行っているが、27 年度末時点の登録店舗数としては、50 店舗未満の市が最も多く、100 店舗以上の登録があるのは、本市と豊橋市の 2 市となっている。なお、本市登録店舗数は、29 年 10 月末時点で 264 店舗となっている。</p> <p>一方、国においては、31 年のラグビーワールドカップに向けて、受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案の最終調整が行われており、来年 2 月までにとりまとめを行い、通常国会への提出を目指しているとのことである。</p> <p>本市としては、受動喫煙防止対策については、国の動向を注視しながら適切に対応して</p>			

いきたいと考えており、今後とも、「たばこの煙のないお店」への登録を推進していきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、1項については、「禁煙店登録を要請すること」については、当局が現在行っている対応以上のものを求めるもので、困難な面があると考えており、国による来年2月の法改正の動きを見極める必要があることから、本件については継続審査としたい。」という意見、「陳情内容に「要請」という当局に権限のない強い表現があり、権限がない以上、実際に要請することは難しい面があることから、法の改正を待って施策を検討することが基本であると考えている。国においては現在、法案の内容を協議している段階で、その内容も不明確であり、今後、国の動向を見守ることが適切であると考えことから、本件については継続審査としたい。」という意見、「要請」については、当局にとってはハードルが高いと思料するものの、委員会での質疑や報道内容を勘案した場合、法改正後の受動喫煙防止対策の効果が期待されないと考えることから、禁煙化の促進について国への意見反映を図るためにも、本件については採択したい。」という意見、「本会議において「たばこの煙のないお店」の積極的勧誘に努めるとの市長答弁があることや、本市は他市に先んじた取り組みを行っており、本市の受動喫煙防止に対する方向性を示す上でも登録のさらなる充実を図るべきであることから、本件については採択したい。」という意見、「要請」という言葉について委員会で議論されたが、当局としては積極的に登録の案内を行っているとのことであり、実態としてはすでに取り組んでいるものと理解していることから、本件については採択したい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「本件については不採択としたい。」という意見、「本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、採択すべきものと決定。

2項については、「1項同様に国による法改正の動きを見極める必要があることから、本件については継続審査としたい。」という意見、「保健所長や識者の講演・講習等を計画的に実施すること」については、現在、当局は機会を捉えて講演等を実施していることから、難しい面があると考えている。こうしたことから、法の改正を待って施策を検討することが基本であると考えており、1項同様に国の動向を見守るため、本件については継続審査としたい。」という意見、「1項で申し上げた同様の理由により、禁煙化の促進について国への意見反映を図るためにも、本件については採択したい。」という意見、「講演等の計画的実施については、当局は他の取り組みとあわせて実施しているとのことであるが、それをさらに一歩充実させるために受動喫煙防止の啓発を強化してほしいという願意であると理解していることから、本件については採択したい。」という意見、「陳情趣旨としては、あくまでもお店の登録に向けてさらに取り組みを促進してほしいとの観点であると理解することから、本件については採択したい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意

見の開陳を願った結果、「本件については不採択としたい。」という意見、「本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、採択すべきものと決定。

番 号	陳 情 第 2 0 号	受理年月日	平 29. 6. 13
件 名	歴史の地水上坂斜面における樹木伐開箇所緑の復元及び水害から住民の命と財産を守る対応並びに宅地開発許可に係る手続きの見直しを求めることについて（1項、2項、4項）		
結 果	平成 29. 12. 22 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、1項＝参勤交代や妙円寺詣りの薩摩街道上の歴史の地である水上坂において、伐開が進んだ当該斜面は、斜面の安定や緑の復元に時間がかかることから、斜面内の今後の開発許可申請は不許可とすること。2項＝宅地開発審査手続きは、樹木の伐採届と宅地開発許可申請の別処理ではなく、一体処理の審査手続きに変更すること。また、審査前の市による現地調査を必須にすること。4項＝今回の樹木伐開の影響は、国の登録有形文化財である児玉邸にも波及している。今後の市内文化財所在地及びその周辺の開発行為については、周辺景観も含め、文化財を守る観点から市文化財審議会の意見を聞くようにすること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の対応状況等について伺ったところ、当該区域のこれまでの主な経過としては、平成 21 年 9 月 25 日に九州農林開発株式会社が武岡一丁目 509 番 1 の一部外 10 筆、敷地面積 11,811.48 m²について、駐車場を目的とした造成についての宅造許可を土地利用調整課から受けているが、現在まで工事着手届は未提出となっており、着手されていない。また、当該区域の一部は急傾斜地崩壊危険区域内にあるが、県に伺ったところ、急傾斜地法に基づく行為許可についても未申請とのことである。</p> <p>29 年 1 月 27 日に開発宅造・建築相談書が提出されたが、同相談書では土地の利用目的は温泉施設及び施設利用者用の駐車場とされ、区域はすでに宅造許可を受けていた区域とほぼ同一であった。</p> <p>3 月 7 日、土地利用調整課は、この相談については「開発許可が必要である」と回答したところ、同社は回答を受け、3 月 22 日に宅地開発予定標識を設置している。（7 月 10 日に確認したところ、同標識は撤去されていた。）</p> <p>4 月 5 日に生産流通課が同社からの伐採届を受理したが、5 月 19 日に伐採区域を確認したところ、同届を超える範囲の伐採を確認した。これを受け、生産流通課では 5 月 25 日に同社及び鹿児島地域振興局農林水産部と現地確認を行い、同日、伐採の中止及び防災対策の提示を口頭で指導した。</p> <p>さらに、5 月 30 日には同社へ無届伐採に対する指導書を送付したが、同社は同日に防災計画図面を提出し、受理されている。</p> <p>その後、6 月 9 日に河川港湾課を通じて鹿児島地域振興局建設部に伐採区域が急傾斜地崩壊危険区域内にあるのではないかと情報提供を行ったところ、伐採区域の一部が同区域内</p>			

に入っていたため、6月21日、同建設部は同社に対し、工事中止命令と応急対策の指示を行い、防災計画書を提出するよう指示した。

6月30日、同社は同建設部に防災計画書を提出し、受理されたが、同建設部は同計画書に対し、さらに指摘を行った。その後、計画書は7月31日に再提出された。

8月18日には同社が防災計画における詳細図面等を、同31日には同計画における工程表をいずれも同建設部に提出している。なお、同建設部に提出された工程表には、9月から30年1月にかけて防災工事に係る資金調達を行うことや、10月から30年2月にかけて地権者の交渉を行うこと、工事期間は、30年1月から5月末までの予定であること、また、工事着手前に地元説明会を開催することなどの内容が記載されている。

次に、陳情要旨に対する本市の見解については、1項＝都市計画法によると、当地一帯において、開発許可の申請があった場合、当該申請に係る開発行為が同法第33条の基準に適合していれば許可しなければならないとされている。従って基準に適合した開発許可申請は許可することとなることから、今後とも、適正に審査していきたいと考えている。2項＝森林法に基づく伐採届など、それぞれの法令に基づく手続等は各所管課で行っているが、伐採届の事務処理については、関係部局との連携を図る中で一部を見直すこととしている。今後とも、関係各課や関係機関と連携を図り、情報を共有しながら適切な対応を図っていきたいと考えている。なお、現地調査は、開発の適否等を判断するために、開発予定者からの開発宅造・建築相談書の提出後に行っている。4項＝開発行為により文化財への影響が懸念される場合は、都市計画法第32条の規定に基づく協議時に、教育委員会文化財課と協議することとしている。なお、市文化財審議会の意見を聞くことについては、同課によると、「同審議会は市指定文化財やその候補を対象に、指定や現状変更などについて審議することとなっている。」とのことである。

本市としては、今後とも「宅地開発技術指針」に基づき、適切な対応を図りたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、「2回の審査を通して一定の方向性は見えたにしても、住民の安全確保や景観保護など委員会としてもしっかりと見定めることが市民に対する適切な方向との思いから、本件については継続審査としたい。」という意見、「本件については結論を出したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、1項、2項及び4項については、全会一致で不採択とすべきものと決定。